

平成20年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

(会議録第2号)

平成20年7月16日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

7月16日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	2
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
追加議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
諸般の報告	7
会期の決定	8
副議長の選挙	8
平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合 繰越明許費繰越計算書について	9
三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について	10
平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	16
監査委員の選任同意について	18

平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録（第2号）

1 招集年月日

平成20年7月16日 水曜日

1 招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館 ホール

1 開会及び閉会の日時

開会 平成20年7月16日 午後1時30分

閉会 平成20年7月16日 午後2時16分

1 出席議員（28人）

1番	福田圭司	2番	川瀬利夫
4番	日置記平	5番	亀井秀樹
6番	池田ミチ子	7番	下村猛
9番	山下卓司	10番	岡村信子
11番	松原俊夫	12番	竹口眞睦
13番	福田博行	15番	小坂勝宏
16番	竹内久	17番	河上敢二
19番	竹内千尋	21番	森岡昭二
23番	佐藤均	24番	石原正敬
25番	田代兼二郎	26番	松岡正克
27番	長谷川順一	28番	中井幸充
29番	中西康雄	31番	中村順一
32番	谷口宏嗣	33番	稲葉輝喜
34番	奥山始郎	35番	古川弘典

1 欠席議員（8人）

3番	黒田憲吾	8番	中出実
14番	奥田尚佳	18番	日沖靖
20番	今岡睦之	22番	平野勲
30番	辻村修一	36番	西田健

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	猪飼康弘	書記	大井久士
書記	葛山忠由		

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	松田直久	副広域連合長	山田信博
副広域連合長	尾上武義	事務局長	安田謙
会計管理者	大西一治	事業課主幹	磯田博己
事業課主幹	森一代	事業課主幹	山下正史

1 議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定
第2 議長の選挙

2 追加議事日程（第1号）

第1 議席の指定
第2 会議録署名議員の指名
第3 諸般の報告
第4 会期の決定
第5 副議長の選挙
第6 報告第1号 平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書について

- 第 7 議案第 7 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
 - 第 8 議案第 8 号 平成 20 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 9 議案第 9 号 監査委員の選任同意について
-

1 会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 議長選挙
 - 追加日程第 1 議席の指定
 - 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 追加日程第 3 諸般の報告
 - 追加日程第 4 会期の決定
 - 追加日程第 5 副議長選挙
 - 追加日程第 6 報告第 1 号 平成 19 年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書について
 - 追加日程第 7 議案第 7 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
 - 追加日程第 8 議案第 8 号 平成 20 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 追加日程第 9 議案第 9 号 監査委員の選任同意について
-

1 議事の経過

午後 1 時 30 分 開会

○議会書記長（猪飼康弘君）

失礼いたします。議会書記長の猪飼でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、この際ご紹介をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2月に開催いたしました第1回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されました皆様をこの際ご紹介させていただきたいと思っております。

津市の福田圭司議員でございます。(拍手)

同じく津市の川瀬利夫議員でございます。(拍手)

続きまして四日市市の日置記平議員でございます。(拍手)

続きまして桑名市の山下卓司議員でございます。(拍手)

続きまして鈴鹿市の竹口眞睦議員でございます。(拍手)

続きまして尾鷲市の奥田尚佳議員でございます。

奥田議員におかれましては本日欠席というご連絡を頂いております。

続きまして鳥羽市の竹内久議員でございます。(拍手)

続きまして伊賀市の森岡昭二議員でございます。(拍手)

続きまして大台町の中西康雄議員でございます。(拍手)

続きまして大紀町の谷口宏嗣議員でございます。(拍手)

以上でご紹介を終わらせていただきます。

次に、議案の訂正についてご報告申し上げたいと思っております。本日、臨時会に提出予定の議案の一部に誤りがございましたのでお詫びさせていただきたいと思っております。

お手元の方に正誤表をお配りさせていただきました。その正誤表のとおり訂正いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ご報告申し上げたいと思っております。

当広域連合におきましては、閉会中に、笹岡秀太郎議長と谷口世紀副議長から「議員辞職願」がそれぞれ提出されております。

このため、現在、議長職と副議長職が空席となっておりますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第七十条の規定によって、出席議員のうちより、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

南伊勢町より選出の稲葉輝喜議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

稲葉輝喜議員、議長席の方へお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（稲葉輝喜君）

ただいま、ご紹介を頂きました南伊勢町の稲葉でございます。

今日は、何か年長者ということで、私もこの後期高齢にあと、ちょうど3年すると該当しますので気合を感じております。ルールでございますのでしばらくの間仮議長の職を行います。よろしくお願いいたします。(拍手)

それでは、ただいまの出席議員数は28名でございます。よって定足数に達しておりますので、ただいまから、平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連

合議会臨時会を開会いたします。

なお、議案説明のため広域連合長以下関係者の出席を求めていますのでご報告いたします。

会議に先立ち、広域連合長から招集のごあいさつがあります。よろしくお願いいたします。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○臨時議長（稲葉輝喜君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会臨時会を招集をさせていただきました。

議員の皆様方には非常にお暑い中、何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、皆様方には、平素から当広域連合の運営につきまして格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本臨時会に置きましてご審議をいただきます案件は、報告案件が繰越明許計算書の報告で1件、議案といたしましては条例の一部改正が1件、平成20年度特別会計補正予算が1件でございます。

また、監査委員の選任につきましても、本会議の同意を得るため、議案といたしまして提出をさせていただきました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

さて、急激な高齢化が進む中、将来にわたりまして持続可能な医療保険制度とするため、4月1日より、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が実施されました。

しかし、この制度につきましては、制度の趣旨や仕組み等が高齢者をはじめ住民のみなさんに十分理解されず、運用面での問題点がいろいろ指摘され、市町や広域連合の現場では厳しい対応を迫られております。

このような中、6月、政府におきまして保険料の軽減対策など制度の見直し方針が取りまとめられ、本臨時会で、議案審議をお願いすることになりました。

本広域連合といたしましては、住民のみなさんの理解を得られるよう、今まで以上の周知徹底を図り、制度の円滑な運営と制度の定着化に努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様方のご理解やご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、開会に当たりまして私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

午後 1 時 3 8 分 開議

○臨時議長（稲葉輝喜君）

ありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども本日の会議を開きます。

日程第 1、「仮議席の指定」を行います。

新たに選出された議員の仮議席は、ただいまご着席の席を指定いたします。

○臨時議長（稲葉輝喜君）

次に日程第 2 でございます。「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選によって行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（稲葉輝喜君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（稲葉輝喜君）

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合の議長に、日置記平議員を指名いたします。

お諮りします。ただいまの臨時議長において指名いたしました日置記平氏を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（稲葉輝喜君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました日置記平議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました日置記平議員が議場におられますので、議会規則第31条第2項の規定により告知します。

議長、就任についてご挨拶をお願いします。

○議長（日置記平君）

皆さんこんにちは。ただいまは皆様方の大変暖かいご推挙によりまして当連合の議長の推選を賜ったわけでございます。ご存じのとおり、今、国から後期高齢者問題の様々な問題が提起されておりまして、私たち三重県の当連合といたしましても早期にいろんな形で対応していかなければならない諸課題がたくさんございます。

まだまだ私もいろんな形で経験不足ではありますがどうか皆さん方の温かいご経験と、そして、ご指導を賜りたくよろしくお願いを申し上げまして、私も1年間頑張っって皆さんとともに取り組んでまいりますのでどうか一つよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（稲葉輝喜君）

ありがとうございます。以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

それでは、日置記平議員と交代いたします。皆様方のご協力、誠にありがとうございます。（拍手）

○議長（日置記平君）

それでは、ただいまから議長の職を努めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、追加議事日程[第1号]により議事を進めます。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、議会規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議席は、お手元に配布いたしました議席表のとおり、指定いたします。

○議長（日置記平君）

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号10番岡村信子議員及び25番田代兼二郎議員を指名いたします。

○議長（日置記平君）

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員から報告のありました「現金出納検査の結果」については、お手元の配付のとおりであります。

○議長（日置記平君）

日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日間にいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日間と決定いたしました。

○議長（日置記平君）

日程第5「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によって行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に谷口宏嗣議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました谷口宏嗣議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました谷口宏嗣議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました谷口宏嗣議員が議場におられますので、議会規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長、就任についてご挨拶をお願いいたします。

○副議長（谷口宏嗣君）

こんにちは。ただいま推挙いただきました谷口です。若輩ですけれども議長を助け、議事進行をスムーズにいくように頑張りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたしましてご挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

○議長（日置記平君）

ありがとうございました。時節柄、大変暑い日でありますので、私も背広を着させていただきますが、クールビズの方のほうが多いようですので、どうぞ皆さん背広をお脱ぎください。連合長さんもどうぞ。

○議長（日置記平君）

それでは、日程第6「報告第1号 平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

報告第1号 平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書につきましては、広域連合の電算システム構築に係る事業の進捗状況から、1千218万円を平成20年度へ繰り越したものであります。以上、報告をいたします。

○議長（日置記平君）

ありがとうございました。

○議長（日置記平君）

日程第7「議案第7号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第7号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正につきましては、平成20年4月1日に後期高齢者医療制度が施

行されたところでありますが、制度の施行状況等を検証し、制度の円滑な運用を図るため、政府において制度の見直し方針「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が取りまとめられましたことから、所得の低い方への負担軽減を拡充することにより、制度の円滑な運用と制度の定着化を図ることを目的として、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

後期高齢者医療に関する条例の一部の改正の詳細につきましてご説明させていただきます。

保険料の軽減につきまして、別添の資料「平成20年度の対応」をご覧くださいと存じます。

平成20年度におけます当面の対策といたしまして、被保険者均等割額の7割軽減世帯のうち、8月まで年金からお支払いいただいている方につきましては、10月からは保険料を徴収しないことにしようとするものでございます。

また、7割軽減世帯の方で、納付書等で保険料を納めていただく方につきましても、同等の軽減措置にしようとするものでございます。この、軽減措置によりまして、7割軽減世帯の均等割保険料額につきましては、一律8割5分の軽減となるものでございます。

2番目に、所得割額を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入のみの場合、153万円から211万円までの被保険者の方）につきましては、平成20年度の所得割保険料額を一律50%軽減しようとするものでございます。

この所得割額の軽減を実施するかどうかの判断につきましては、広域連合に委ねられておりますが、所得の低い方への負担軽減を拡充することによりまして、制度の円滑な運用と制度の定着を図るため、所得割額の減額を実施しようとするものでございます。

今回の保険料の軽減措置につきましては、平成20年度におけます当面の対策として実施しようとするものでありまして、この軽減措置についての条例の一部改正につきましては、附則の条項を追加することにより対応しようとするもので

ございます。

附則第6条の改正につきましては、所要の改正をしようとするものでございまして、附則第9条 平成20年度における所得の少ない方への所得割額の減額の特例条項の追加につきましては、経過的な軽減対策として、保険料算定に用います基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、具体的には、年金収入のみの場合、153万円から211万円までの被保険者の方々について、原則50%軽減措置しようとするものでございます。

附則第10条 平成20年度におけます所得の少ない方への被保険者均等割額の減額の特例条項の追加につきましては、経過的な軽減対策といたしまして、7割軽減世帯を一律8割5分の軽減措置しようとするものでございます。

しかしながら、8割5分軽減とした場合、4月からの仮徴収額と軽減後の被保険者均等割額に差額が生じ、追加徴収が必要となる場合がございますことから、当該軽減後の被保険者均等割額に係る賦課額につきましては、7割軽減世帯の被保険者均等割に係る仮徴収額と同額としようとするものでございます。

附則第11条 平成20年度におけます所得の少ない方への保険料の賦課額の特例条項の追加につきましては、被保険者均等割額の7割軽減世帯に属する被保険者で、所得割が賦課される方、具体的に、年金収入の場合、基礎控除後の総所得金額が15万円までの被保険者の方につきましては、附則第9条に基づいて、所得割額を50%軽減とした場合、仮徴収額との少額な差額が生じ、追加徴収が必要となる場合がありますことから、軽減後の保険料賦課額から仮徴収額を減じて得た額が500円未満の場合は、これを免除しようとするものであります。

なお、この条例の一部の改正につきましては、公布の日から施行し、改正後の三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規程は、平成20年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議の程お願いいたします。

○議長（日置記平君）

ただいま、局長からご説明のあったとおりでございますが、本件につきましてご質問のあられる方は挙手のうえお願いします。

○竹口眞睦議員

議長。

○議長（日置記平君）

12番、竹口議員。

○竹口眞睦議員

鈴鹿市の竹口でございます。

今回の国の見直しによりまして低所得者の被保険者にはかなりの負担軽減があったかと思いますが、三重県の連合、広域連合としてですね、もう一步踏み込んだ減額措置は考えられているのか、考えられるのか、そこをちょっとお聞きしたい、と思います。

それと、もう一点、また現在ですね、賦課されるのは個人単位であったりですね、また、軽減は世帯単位であったりと、このようなことに両方に分かれていることになっておりますけど、すべて一つにまとめて個人単位と、こういう形で軽減対策をとるように連合の条例で定めることができるのかどうか、こういうことをお尋ねしたいところです。

いずれにせよ、21年度にむけての三重県の連合としての独特の軽減策を考える余地もあるのかどうかもちょっとお聞きしたい、と思います。

以上でございます。

○議長（日置記平君）

ただいまの質問に対しまして答弁を求めます。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

現行の国が定めます軽減制度につきましては、国保会計と同様に所得の低い人に対しまして、7割・5割・2割軽減と社会保険の被扶養者に対する軽減がございまして、これらにつきましては保険基盤安定制度として、県が3/4、市町が1/4の負担となっておりまして、これらにつきましては地方交付税措置がなされている状況でございます。

さらに、平成20年度に限りまして、昨年11月に対応させていただいてございます社会保険の被扶養者特例措置分と今回ご審議をいただいております追加の軽減分については、国の全額負担のもと運営されていくもの、と承知しております。

今回6月に示されました平成21年度以降の9割軽減の新設と所得割の負担

軽減率の設定につきましては、今後、国におけます法令上の取り扱いや予算上の取り扱いが現時点で明確ではございませんですが、国の来年度の予算編成の中で、何らかの部分が示されてくるのではないかと考えております。

その取り扱いにつきましては、私共広域連合議会におきまして、しかるべき時期にご審議をお願いしていくような次第でございます。

ご質問の三重県独自の軽減対策への対応でございますけれども、国におけます9割軽減や所得割額の軽減に対する取り扱いとともに、もう一点、保険料の軽減判定を個人単位で行うことにつきましては、今後何らかの結論が与党・プロジェクト等々の中で決められて来ようかと思っておりますので、それらを含めまして法令上や予算の取り扱いを進めさせていただく中で、三重県独自に軽減対策の問題につきましては、財源問題も含めまして市町とともに協議をさせていただきたい、とこのように考えております。以上でございます。

○竹口眞睦議員
議長。

○議長（日置記平君）
竹口議員。

○竹口眞睦議員

あの、理解はさせていただきますけれども、この後期高齢者の医療の件につきましては、どうも国の方の政争の具にされているようなきらいがございますね、野党側が姥捨山とか、廃止せよ、とか言うておりますけれども、もう国の制度に定まった中でですね、これを運用してゆくということになりますと県、広域連合独自で動かしてゆく中で軽減措置をとった場合ですね単費でですね、これをフォローするのか、国へそれをまた申請してその分もいただけるのか、ここらへんもちよっとお聞きしたい、と思っております。

○事務局長（安田謙君）
議長。

○議長（日置記平君）
事務局長。

○事務局長（安田謙君）

質問の中で、国の制度に則らずに、三重県独自で軽減策を取ろうとしますと、

今の負担割合の中で、保険基盤安定制度とは少し関わりがなくなってくるもので、ご案内のとおり三重県の負担或いは市町の負担を追加的にお願いするような部分になってこようかと思っております。

ただ、そういう風になってきますと地方交付税措置等は当然されない、と言うことになってきますので単独でお願いするような部分になってこようかと思いますが、ただ、制度の拡充につきましては、私ども東海4県で広域連合の事務局長会議等々の会議の場もございますもので、各広域連合独自の部分でどういうふうな形で国の拡充策を取り込めるかどうか等々につきましては、その中で議論も重ねさせていただきまして、東海4県でまとまりがございますようであれば、制度の拡充についても厚生労働省或いは三重県に要望活動はさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（日置記平君）

よろしいでしょうか。

○竹口眞睦議員

はい、ありがとうございます。

○議長（日置記平君）

他にいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

はい、ありがとうございます。

他にご質疑がございませんので、これにて質疑を終わらせていただきます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

○田代兼二郎議員

議長。

○新議長（日置記平君）

おおた議員、失礼いたしました。25番、田代議員。

○田代兼二郎議員

25番の田代です。私は、この制度の最初の議会の時に、基本的にはこの制度は反対であると、ただ、やっていくとすれば国がぶれてもらっては困りますよと、

やっぱりいろんな説明責任というのは、現場でしとるわけです。

それぞれの職員が、導入にあたって、朝日では約88件、小さな町ですけども88件の対応がありました。

町長室までは10mちょっとですから、窓口とは。もう聞こえてきます、その声。

従って、今回、そういう意味で軽減策がとられて、その対応が既にいち早く先月の16日、そして電算関係では20日ですかね、そういう対応をいち早くとっていただいたのは、住民の皆さんとの、また、職員との混乱を少しでも避けるために、という形のお考えというのは、それはそれでありがたいのですけども、小さな町にとっては先程も少し申し上げましたけれども、この準備の段階で、職員を何人も張りつけるわけには、小さい町はいきません。

現実に一人で、100時間とか150時間という残業をこなしてですね、対応をしてきたわけです。それをまた、今度、システムを含めて変えるとなると、本当にね、私は、そういう面では現場の職員のですね、声を代表して意見を言わせていただきたいのですけども、やっぱりそういう面ではいろいろ軽減の問題とかそういうのはありますけども、やっぱり国の制度として始まってきた以上、やっぱり、この、変な形のぶれ方は困る、という風に一つ思います。

それともう一つ、お願いをしておきたいのですけど、システムの私どもの委託というのは県外であります。従って、そういうことも含めて時間がかかりますし、お金も若干かかります、そういう面も含めてですね、是非今後、お心に留めておいていただきたいな、というふうに思います。以上でございます。

○議長（日置記平君）

他にございませぬので、これにて討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（日置記平君）

日程第8「議案第8号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高

「高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）
議長。

○議長（日置記平君）
松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）
議案第8号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ660万4千円を増額し、補正後の予算総額は、1千429億7千781万6千円とするものであります。
なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）
議長。

○議長（日置記平君）
事務局長。

○事務局長（安田謙君）
後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。
初めに歳入から款の順序に従いまして説明いたします。
第1款市町支出金、第1項市町負担金、第2目保険料等負担金は、5億3千864万3千円の減額でございます。
これにつきましては三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正に伴いまして、所得の低い方への負担軽減を図るため、市町の保険料等負担金を5億3千864万3千円減額しようとするもので、その内訳といたしまして、被保険者均等割額の特例措置分、対象者は約6万7千人で3億7千700万9千円と、所得割額の特例措置分につきましては、対象者は約1万8千人で1億6千163万4千円を見込んでおりまして、被保険者の約40%の方々が対象となるものでございます。
第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、5億4千524万7千円の増額でござ

ございます。先ほど説明をさせていただきました保険料軽減対策に係る財源につきましては、特別調整交付金により全額補助されますことから、保険料軽減分といたしまして5億3千864万3千円、保険料軽減対策に係る広告料分として660万4千円を計上させていただきます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費といたしまして、660万4千円の増額でございます。

役務費といたしまして、所得の低い方への負担軽減策をはじめ、制度の見直し方針「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の制度周知のため、新聞等の広告料660万4千円の計上でございます。新聞広告は、7月と9月の2回を予定をさせていただきます。

第2款総務費、第1項療養諸費、第1目療養給付費につきましては、保険料軽減対策に係る財源につきましては、特別調整交付金により全額補助されますことから、財源内訳の特定財源のうち、その他財源から国庫支出金に5億3千864万3千円の財源振替えをしようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明は以上でございますが、ご質疑がありましたら質問をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

質問は無いようでありますので、これにて質問を終わらせていただきます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わらせていただきます。

これより採決を行います。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。議案整理のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 1 分 休憩

午後 2 時 1 3 分 開議

○議長（日置記平君）

これより再開をいたします。お手元にお配りをさせていただいた資料でございます。

日程第 9 「議案第 9 号 監査委員の選任同意について」を議題といたします。竹口眞睦議員に申し上げます。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、議席番号 1 2 番竹口眞睦議員の一身上に関する事件のため、本件の審議終了まで退席されますようお願いをいたします。

〔1 2 番 竹口眞睦議員退場〕

○議長（日置記平君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第 9 号 監査委員の選任同意につきましては、議会のうちから選任をする監査委員として、竹口眞睦議員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長（日置記平君）

本件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

質疑はありませんので、これにて質疑を終わらせていただきます。

○議長（日置記平君）

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて、討論を終わります。これより採決を行います。
議案第9号について同意することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。竹口議員は、入場をお願いいたします。
〔12番 竹口眞睦議員入場・着席〕

○議長（日置記平君）

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。
これにて会議を閉じさせていただきます。
平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会をさせていただきます。

午後2時16分 閉会